

休眠預金等活用事業シンボルマーク標語審査会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「この法人」という。）の定款第52条第2項に基づき設置する休眠預金等活用事業シンボルマーク標語審査会（以下「審査会」という。）の構成及び運営に関し必要な事項について規定し、その円滑かつ適切な運営に資することを目的とする。

(構成)

第2条 審査会は、民間公益活動や休眠預金等活用事業に係わる知見並びにデザインやマーケティングの経験等を持つ専門家若しくは有識者としてこの法人の理事会で選任され、理事長の委嘱を受けた審査委員で構成する。

2 審査会は、審査委員および理事長で構成し、理事長が議長として議事を進行する

3 審査会には、審査委員のほか理事長、業務執行理事、事務局長及び事務局長が指示する者が出席し、審査を行う上で参考となる情報等を審査委員に対し提供することができる。

(任期及び報酬等)

第3条 審査委員の任期は、原則としてシンボルマークが理事会において決定するまでの間とする。

2 審査委員に対して支払う謝金の額は、審査会議前の各委員における事前審査に対しては謝金規程別表に定める助言謝金等を適用し、1時間あたり15,000円とし、審査会議での審査への出席については、1回あたり3万円とする。

3 審査委員の氏名は、公募開始時において公表する。

(審査事項)

第4条 審査会は、公募により応募があったシンボルマーク標語の中から、休眠預金等に係る資金の活用状況を可視化し透明性を確保するとともに、その実績を国民一般に周知するため、休眠預金等に関する資金を活用して実施する事業であることを示すシンボルマークにふさわしい標語を選定し、理事会に推薦する。

(開催及び招集)

第5条 審査会は、理事長（理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは各理事）が招集する。

(議事)

第6条 事務局は、議長による議事の円滑な進行に必要な準備を行う。

2 理事長は、適当と認める者に対して、参考人として審査会への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第7条 審査会の議事については、次に掲げる事項を記録した議事録を書面又は電磁的記録をもって作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席した審査員等の氏名
- (3) 議事の経過の要領

(理事会への報告)

第8条 理事長は、審査会の議事の経過について、理事会に報告する。

(庶務)

第9条 審査会の事務局は企画広報部が行う。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規則は、令和2年8月12日から施行する。(令和2年8月12日理事会決議)